

学び直しをお考えの
ひとり親家庭のお父さん・お母さん・
またはそのお子さんを応援します！

足立区ひとり親家庭高校卒業程度 認定試験合格支援事業のご案内

高校を卒業されていないひとり親家庭等のお父さん、お母さん（注）またはそのお子さん（20歳未満）が、より良い条件での就職や、より高度な職業訓練を受けるために、高校卒業程度認定試験合格のための講座を受けて、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用を支給します。

（注）児童扶養手当を受給している方で、ひとり親でない方も対象となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

事業の対象者

児童扶養手当受給者など
大学入学資格のない方。（高校、高等専門学校、中等教育学校、専修学校高等課程などを卒業していない方）

支給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・足立区内に住所を有するひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方。またはそのお子さん（20歳未満）
- ・過去にひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けていない方

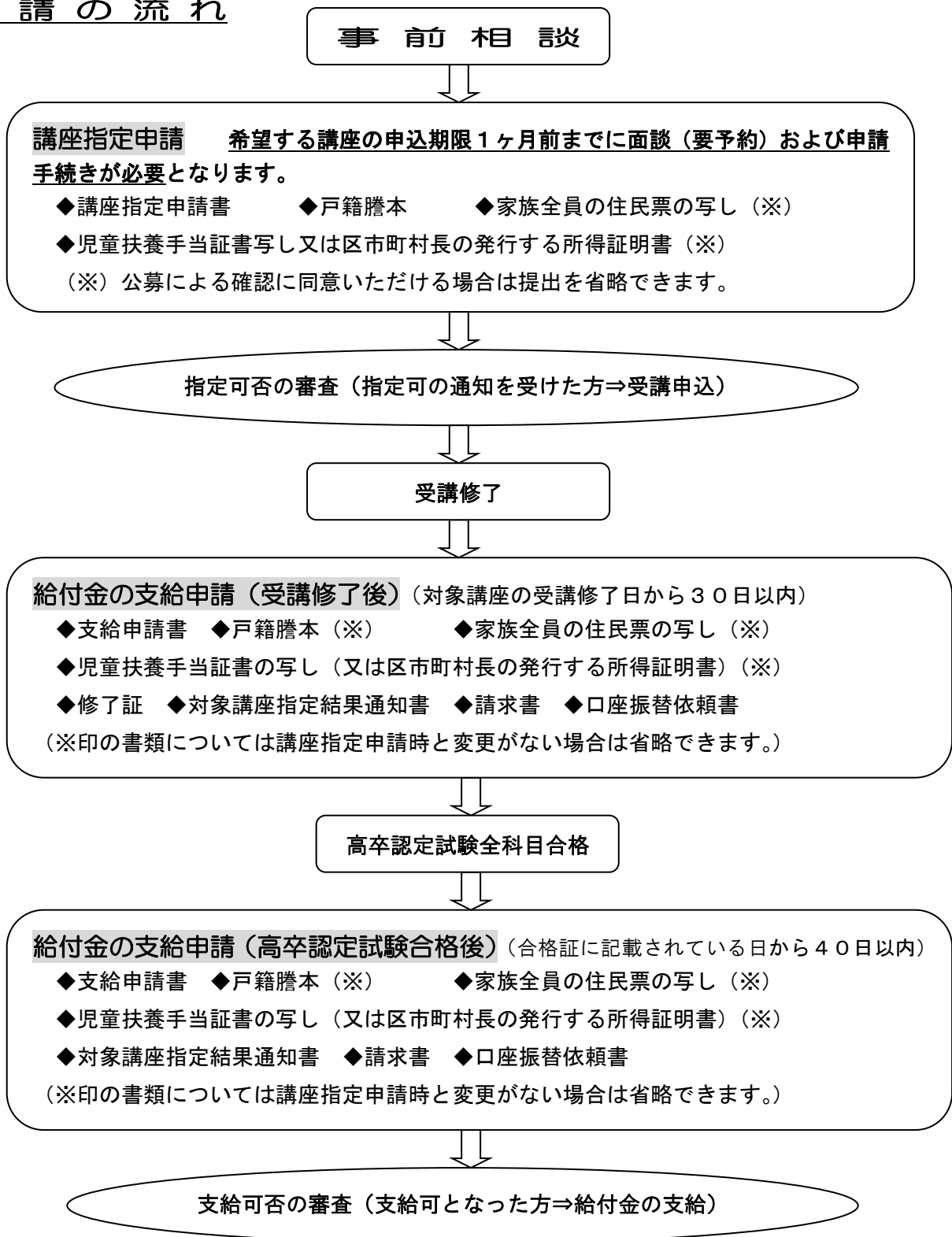
支給額

本人が支払った受講費用（支給の上限は**30万円**までです）。

講座（通信講座を含む）を受けて、これを修了した際にかかった費用の30%を支給。高校卒業程度認定試験に合格した場合に、残りの費用を支給。（合算で**上限30万円**）対象となる費用は、入学金・受講料・教科書教材費及びこれらにかかる消費税です。



申請の流れ



※高卒認定試験合格後の給付金は、全科目合格の場合のみ支給されます。

※ご相談は予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。

※生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。



お問合せ先： 足立区福祉部親子支援課
ひとり親家庭支援担当
電 話： 03-3880-5932
E-mail: hi-shien@city.adachi.tokyo.jp